

川西市建設工事成績評定要領

平成22年6月1日施行

平成28年4月1日改正

平成30年4月1日改正

令和元年5月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が請負契約を締結した工事の適正かつ効率的な施工を確保し、工事に関する技術水準の向上に資するとともに、請負業者の適正な選定及び指導育成を図るため、建設工事成績評定について必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象工事)

第2条 工事成績の評定（以下「評定」という。）の対象工事は、川西市が発注するすべての請負工事のうち、当初契約金額1000万円以上の請負工事とする。ただし、別表に掲げる工事については、評定を省略することができるものとする。

(評定者)

第3条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、川西市建設工事検査要綱（平成21年10月1日施行）第6条の規定に定める工事検査員（以下「検査員」という。）、川西市建設工事監督要綱（平成21年10月1日施行）第3条の規定に定める監督員（以下「監督員」という。）及び川西市事務処理規則第5条の規定に定める職責の者（以下「工事所管課長等」という。）とする。

(評定の時期)

第4条 評定者は、完成検査の終了後直ちに評定を行うものとする。

(評定の区分等)

第5条 土木工事に適用する評定区分、評定項目及び評定者は、原則次のとおりとする。

評 定 区 分	評 定 項 目		評 定 者
工事所管部所属 評 定	施工体制	I 施工体制一般	監 督 員
		II 配置技術者	
	施工状況	I 施工管理	監 督 員 及び工事所管課長等
		II 工程管理	
		III 安全対策	
		IV 対外関係	
	出来形及び 出来ばえ	I 出来形	監 督 員
		II 品質	
高度技術	高度技術力	工事所管課長等	
創意工夫	創意工夫		
社会性等 法令遵守等	地域への貢献等		
契 約 検 査 課 評 定	施工状況	施工管理	検 査 員
	出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	
		II 出来ばえ	

2 土木工事以外（以下「建築工事」という。）の工事に適用する評定区分、評定項目及び評定者は、原則次のとおりとする。

評定区分	評定項目		評定者
工事所管部所属 評定	施工体制	I 施工体制一般	監督員
		II 配置技術者	
	施工状況	I 施工管理	監督員 及び工事所管課長等
		II 工程管理	
		III 安全対策	
		IV 対外関係	
	出来形及び 出来ばえ	I 品質	監督員
		II 出来ばえ	
高度技術	高度技術力	工事所管課長等	
創意工夫	創意工夫		
社会性等 法令遵守等	地域への貢献等		
契約検査課 評定	施工状況	施工管理	検査員
	出来形及び	I 品質	
	出来ばえ	II 出来ばえ	

（評定の方法）

第6条 評定者は、工事ごとに監督又は検査業務の遂行上確認した事項に基づき、独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定者は、検査後に工事の手直しがあつたときは、手直し前の状態をもって評定するものとする。

3 評定者は、工事成績採点表（以下「採点表」という。）（土木工事にあつては様式第1、建築工事にあつては様式第4）の評定項目を細目別評定点採点表（土木工事にあつては様式第2、建築工事にあつては様式第5）、評定項目別運用表（以下「評定表等」という。）（土木工事にあつては様式第3-1から様式第3-34まで、建築工事にあつては様式第6-1から様式第6-17まで）により評定するものとする。

4 評定者は、評定項目の4高度技術、5創意工夫及び6社会性等は、請負者から当該工事における当該項目の実施状況に関する資料が提出されたときは、適正に評定の考慮をすることができる。

（評定表等の順序等）

第7条 工事所管課長は、評定を行った後、採点表及び評定表等を完成検査の終了後直ちに契約検査課長（工事検査担当）あてに提出しなければならない。

2 検査員は、前項により提出を受けた採点表及び評定表等に検査員の評定点、各採点の合計及び評定を行った後、工事所管課へ返戻するものとする。

（評定結果の通知）

第8条 市長は、評定が完了した場合は、当該工事の請負者に対して、評定の結果を別に定めるところにより通知するものとする。

2 第9条に基づき評定を修正した場合も同様とする。

(評定の修正)

第9条 市長は前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は修正することができる。

(補則)

第10条 この要領に定めるものの他必要な事項は、別に定めることができる。

付 則

(施行期日)

1 この要領は、平成22年6月1日から施行する。

(川西市建設工事成績評定試行要領の廃止)

2 川西市建設工事成績評定試行要領(平成18年4月1日施行)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要領の規定は、この要領の施行の日以後に締結した建設工事請負契約の成績評定について適用し、同日前に締結した建設工事請負契約の成績評定については、なお従前の例による。

(施行期日)

1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要領は、令和元年5月1日から施行する。

別表（第2条関係）

評定を省略することができる工事

1	単価契約による工事
2	災害時における緊急の工事
3	もっぱら施設等の維持管理を目的としたもので、役務の提供が主たる目的の工事
4	もっぱら施設や構造物の解体を目的としたもので、出来形の評価ができない工事
5	その他、契約検査課長（工事検査担当）が評定の必要がないと認める工事